



一般財団法人 VCCI 協会
<http://www.vcci.jp/>



入会案内

一般財団法人 VCCI 協会



この印刷物はSOY INKを使用しております。



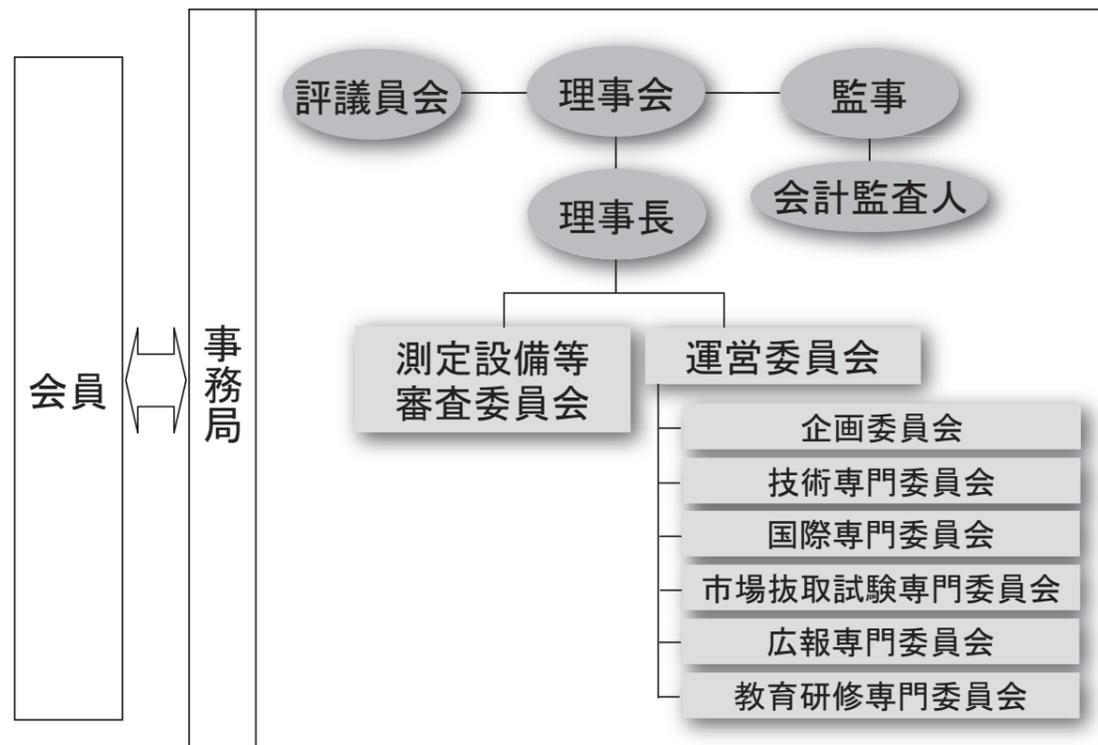
古紙の利用率70%の印刷物
リサイクルに配慮した製本

エコマーク認定番号(第08120008号)
この印刷物は再生紙を使用し、エコマーク認定を受けています。印刷内容とエコマークは関係ありません。
この印刷物はリサイクルに配慮して製本されています。
不要となった際、回収・リサイクルに出しましょう。

目次

1. 設立趣旨
2. 目的
3. 対象装置
4. VCCI協会への入会
5. 自主規制の実施方法
6. 測定設備等の登録
7. 市場抜取試験
8. 技術基準の許容値
9. 事業

一般財団法人 VCCI協会 組織図



エレクトロニクス技術の急速な発展や家庭における情報化の進展に伴って、パーソナルコンピュータ、ファクシミリ等の情報処理装置および電子事務用機器等がますます普及してまいりました。これらの機器は一般にデジタル技術を利用しているため、広い周波数範囲の妨害波を発生し、妨害波のレベルによっては、ラジオ・テレビジョン等の受信機に障害を与えることがあり、この妨害波の問題が注目されております。

この問題に関しては、国際電気標準会議（IEC）の国際無線障害特別委員会（CISPR）が、1979年から審議しており、1985年9月に「情報処理装置および電子事務用機器等から発生する妨害波の許容値と測定法」について勧告（Publication 22）が行われました。一方、米国では、1981年から連邦通信委員会（FCC）による規制措置がとられております。

わが国におきましても、このCISPR勧告をもとに郵政省電気通信技術審議会（現総務省情報通信審議会）が、1985年12月2日に情報処理装置等から発生する妨害波の許容値および測定法についての技術規格をとりまとめて、郵政大臣へ答申いたしました。これに伴い郵政省は関係業界に対し、同答申の周知と電波妨害の防止に関する要請を行いました。

このような動向を踏まえ、関係業界4団体の^{*}（社）日本電子工業振興協会（JEIDA）、（社）日本事務機器工業会（JBMA）、（社）日本電子機械工業会（EIAJ）、通信機械工業会（CIAJ）、が協力して早急に自主規制措置をとることといたしました。

1985年12月19日、関係4団体は、情報処理装置、電気通信機器および電子事務用機器からの妨害波がもたらす障害を自主的に防止するため「情報処理装置等電波障害自主規制協議会（略称VCCI）」を設立いたしました。

その後、VCCIは任意団体（みなし社団法人）として活動して参りましたが、新しい公益法人制度の関連法案（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律—法律第四十八号」など）が2006年6月に交付され、この新しい制度に基づく法人化が可能となりましたので、法律の施行に合わせて2009年4月に法人化することにいたしました。

新しい法人制度では、社団法人または財団法人になることができますが、従来と同様な活動が違和感なくできる一般法人（非営利型）財団法人として設立いたしました。この法人化によって、社会的な信用が増し活動がし易くなることから、消費者・会員の皆様により充実したサービスを提供できるものと考えております。

VCCI協会は、国内外の企業や団体に対してVCCI協会への参加を広く呼びかけ、電子・電気機器の妨害波や障害の抑止について自主的に規制し、それらを利用するわが国の消費者の利益を擁護することを目的として活動してまいります。

^{*} JEIDAとEIAJは統合して（一社）電子情報技術産業協会（JEITA）に、JBMAは（一社）ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMA）に、CIAJは（一社）情報通信ネットワーク産業協会（CIAJのまま）となりました。

2 目的

この法人は、電子・電気装置から発生する妨害波などがもたらす障害を抑制し、また外部からの電氣的な妨害による電子・電気装置の障害を防止するために、関係業界の協力によりそれらの妨害波や障害の抑止について自主的に規制し、電子・電気装置を利用するわが国の消費者の利益を擁護することを目的とする。

3 対象装置

3.1 対象機器の適用範囲

この自主規制措置は日本国内に出荷される情報技術装置（ITE：Information Technology Equipment の略）に対して適用されます。「ITE」とは、つぎの定義によるものです。

3.2 ITE の定義

「ITE」とは、定格電源電圧が600V以下であって、データおよび電気通信メッセージの入力、記憶、ディスプレイ、検索、伝送、処理、交換または制御、またはこれらの組み合わせを主機能とし、典型的に情報伝達のために動作する1つまたは多数の端子ポートを有することもある機器をいいます。ただし、以下に該当するものは除外することも可能としています。

- (1) ITE の定義に該当する場合でも、すでに国内でこの規定と同様の主旨を有する他の規格、または法律が適用されている機器
例えば、電波法令に規定される無線伝送および無線受信を主機能とするすべての無線装置、並びに電気用品安全法に規定される家庭用電気機器、ラジオおよびテレビジョン受信機、または車載専用情報技術装置
- (2) 通信センタ内装置（電気通信事業者の管理する建物に置かれた装置）
- (3) 情報処理機能が二次的な動作となっている工業用プラント制御装置
- (4) 情報処理機能がシステムの二次的な動作となっている工業用（Industry）、科学用（Scientific）、および医療用（Medical）の試験測定装置（ISM 装置）
- (5) 消費電力が6nW以下の情報技術装置

4 VCCI 協会への入会

当協会の目的に賛同し、自主規制への参加および協力を希望される企業・団体は、当協会の会員になっていただく必要があります。入会を希望される場合は、まず、「入会申込書」を当協会へ提出してください。

当協会では、「入会申込書」を受領すると、所定の手続き後、下記の入会金および年会費の請求書を発行いたします。入会金および年会費の納入が完了すると、会員として登録され、各種の活動が可能となります。ただし、当該年度の下半期（10月～3月）に入会される場合は、年会費の半額分を納入していただきます。詳細は請求書に記載されます。

(1) 入会金	50,000 円
(2) 年会費	
(正会員)	
A 会員（正会員）	800,000 円
VCCI の構成 3 団体（JEITA、JBMIA、CIAJ）の会長、副会長会社およびそれに準ずる会社（年間 70 件以上の適合確認届出書を届出）	
B 会員（正会員）	400,000 円
年間 10 件以上の適合確認届出書を届出する会社	
C 会員（正会員）	200,000 円
年間 10 件未満の適合確認届出書を届出する会社	
(賛助会員)	
D 会員（賛助会員）	100,000 円
適合確認届出書の届出をしない、あるいは製品を出荷しない会社 （主に測定設備会社あるいは情報収集のみ）	

ご注意

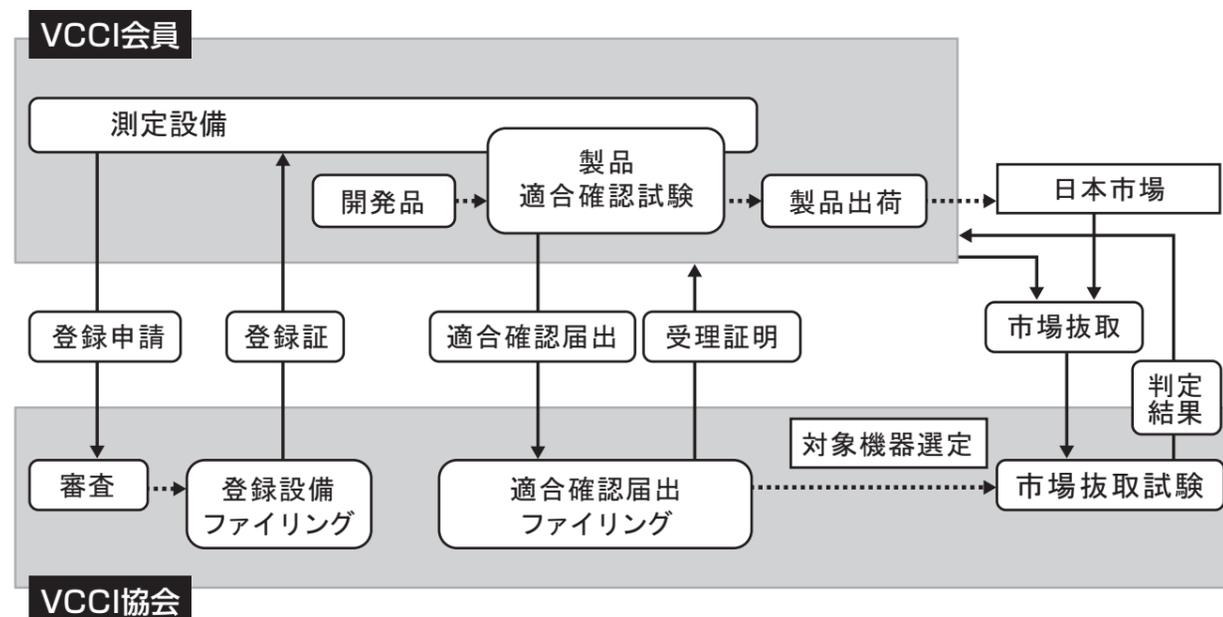
- 国内会員、および国内に代理店等のある海外会員については、消費税が課税されます。
- 入会の手続には、約 1 週間かかります。（入会申込書の受理から会費等の請求書発行まで）
- 海外からのご送金には、上記の他、別途銀行の受理手数料として、一律 2,500 円が上乘せされます。

会員登録されますと、以下が会員専用ページから閲覧可能になります。

- ・ VCCI マーク版下
- ・ 技術報告書

この自主規制措置では、会員が自社の ITE に対して、日本国内への出荷に先立ち妨害波の規制を実施いたします。

会員は、ITE のクラスを区分し、適合確認届出を行ったあと、機器に所定の表示を行い、出荷しなければなりません。その自主規制システムは下図に示す通りです。



5.1 ITE の区分

使用される環境によって「クラスA情報技術装置」および「クラスB情報技術装置」に分けられております。

●「クラスB情報技術装置」

クラスB情報技術装置とは、クラスB情報技術装置の妨害許容値を満たす装置である。クラスB情報技術装置は主に家庭環境で使用されることを意図した装置であって、例えば次のような装置が含まれる。

- (1) 使用場所が固定されていない装置：例えば、組み込み電池を電源として動作するポータブル装置。
- (2) 電気通信回線から電源を供給される電気通信端末装置。
- (3) パーソナルコンピュータおよびそれらに接続される周辺装置。
- (4) ファクシミリ

注：家庭環境とは当該機器から10m以内の距離でラジオ・テレビジョン等の放送受信機を使用することが予想される環境をいう。住宅環境ともいう。

●「クラスA情報技術装置」

クラスA情報技術装置とは、クラスA情報技術装置の妨害許容値を満たすが、クラスB情報技術装置の妨害許容値を満たさないすべての情報技術装置である。

5.2 適合確認

会員は自社の ITE が当協会の定める技術基準の許容値に適合していることを確認しておかなければなりません。このため、会員は次の技術基準の適合確認および届出を行うことが必要になります。

(1) 技術基準への適合確認

会員は ITE の適合確認試験を行い、当協会の定める技術基準に適合していることを確認してください。なお、適合確認試験は6項にて登録された測定設備を使用して行わなければなりません。

(2) 適合確認の届出

会員は ITE の適合確認試験を行った後、別に定める「適合確認届出」を製品の出荷までに当協会へ提出し、その受理証明を受けてください。

●ご注意：「適合確認届出」の受理証明発行までは、約1週間かかります。

5.3 表示

会員が適合確認届出を行った ITE については、クラスA装置はクラスAの、クラスB装置はクラスBの表示をしていただきます。なお、当協会は機器への表示方法およびカタログ・取扱説明書等への記載形式を別途指定していますので、会員にはそれぞれの ITE に対して見やすい場所に表示を行っていただきます。

- (1) 会員は、届け出たクラスA情報技術装置の出荷品ごとに、次に示す文言を容易に見える場所に表示しなければならない。

この装置は、クラスA情報技術装置です。この装置を家庭環境で使用すると電波妨害を引き起こすことがあります。この場合には使用者が適切な対策を講ずるよう要求されることがあります。

VCCI-A

- (2) 会員は届け出たクラスB情報技術装置の出荷品ごとに、次に示すマークを容易に見える場所に表示しなければならない。



6

測定設備等の登録

ITE の適合確認試験のために使用する測定設備等は、「測定設備等の登録に関する規程」に従って当協会に申請し、審査を受け登録する必要があります。この審査・登録には約3ヶ月かかります。

但し、当協会が指定した試験所認定機関により認定されている試験所の測定設備等の登録は、審査が省略されますので1ヶ月以内で登録されます。

7

市場抜取試験

当協会では、市場にある製品の VCCI 技術基準への適合を確認するため、抜取試験を行います。試験は、会員の公正な活動を維持するためのものであり、「市場抜取試験に関する規程」に従って実施します。会員は試験に対応する義務があります。

8

技術基準の許容値

ITE からの妨害波に対する許容値および測定法については、原則として情報通信審議会の答申に基づき当協会が定めた技術基準に従っていただきます。

[許容値]

(1) クラス A 情報技術装置

① 電源ポート伝導妨害波(電源ポートに誘起される高周波電圧)は次の値以下であること。

周波数範囲	許容値	
	準尖頭値	平均値
150kHz ~ 500kHz	79dB	66dB
500kHz ~ 30MHz	73dB	60dB

注 1. $1\mu\text{V}$ を 0dB とする。

注 2. 準尖頭値モードにおける測定値が平均値許容値を満たす場合、その測定周波数での平均値測定は行わなくてもよい。

注 3. 周波数の境界では値の低い方の許容値を使用する。

② 通信ポート伝導妨害波は次の値以下であること。また、電圧許容値と電流許容値は、いずれか一方を満たすこと。

周波数範囲	電圧許容値		電流許容値	
	準尖頭値	平均値	準尖頭値	平均値
150kHz ~ 500kHz	97 ~ 87dB	84 ~ 74dB	53 ~ 43dB	40 ~ 30dB
500kHz ~ 30MHz	87dB	74dB	43dB	30dB

注 1. 電圧許容値では $1\mu\text{V}$ を 0dB とする。電流許容値では $1\mu\text{A}$ を 0dB とする。

注 2. 許容値は、150kHz ~ 500kHz の範囲で周波数の対数に対して、直線的に減少する。

注 3. 準尖頭値モードにおける測定値が平均値許容値を満たす場合、その測定周波数での平均値測定は行わなくてもよい。

注 4. 電圧許容値と電流許容値の変換係数は $20 \log_{10} 150 = 44\text{dB}$ である。

③ 妨害波電界強度は測定距離 10m で次の値以下であること。

周波数範囲	準尖頭値許容値
30MHz ~ 230MHz	40dB
230MHz ~ 1000MHz	47dB

注 1. 周波数の境界では、値の低い方の許容値を使用する。

注 2. 測定距離 10m の測定が基本であるが、運用規程に基づいて登録を行った測定距離 3m の測定設備、または測定距離 30m の測定設備を使用して測定距離 3m、30m で測定してもよい。この場合は測定距離 3m での許容値は上記許容値に 10dB を加えた値とし、測定距離 30m での許容値は、上記許容値から 10dB を差し引いた値とする。

注 3. $1\mu\text{V}/\text{m}$ を 0dB とする。

④ 妨害波電界強度は測定距離 3m で次の値以下であること。

周波数範囲	平均値許容値	尖頭値許容値
1 ~ 3GHz	56dB	76dB
3 ~ 6GHz	60dB	80dB

注 1. 周波数の境界では、低い方の許容値を適用する。

注 2. $1\mu\text{V}/\text{m}$ を 0dB とする。

(2) クラス B 情報技術装置

① 電源ポート伝導妨害波(電源ポートに誘起される高周波電圧)は次の値以下であること。

周波数範囲	許容値	
	準尖頭値	平均値
150kHz ~ 500kHz	66 ~ 56dB	56 ~ 46dB
500kHz ~ 5MHz	56dB	46dB
5MHz ~ 30MHz	60dB	50dB

注 1. $1\mu\text{V}$ を 0dB とする。

注 2. 150kHz ~ 500kHz 許容値は周波数を対数で、許容値を dB で表したときに直線的に変化するものとする。

注 3. 準尖頭値モードにおける測定値が平均値許容値を満たす場合、その測定周波数での平均値測定は行わなくてもよい。

注 4. 周波数の境界では値の低い方の許容値を使用する。

② 通信ポート伝導妨害波は次の値以下であること。また、電圧許容値と電流許容値は、いずれか一方を満たすこと。

周波数範囲	電圧許容値		電流許容値	
	準尖頭値	平均値	準尖頭値	平均値
150kHz ~ 500kHz	84 ~ 74dB	74 ~ 64dB	40 ~ 30dB	30 ~ 20dB
500kHz ~ 30MHz	74dB	64dB	30dB	20dB

- 注 1. 電圧許容値では $1 \mu\text{V}$ を 0dB とする。電流許容値では $1 \mu\text{A}$ を 0dB とする。
 注 2. 許容値は、150kHz ~ 500kHz の範囲で周波数の対数に対して、直線的に減少する。
 注 3. 準尖頭値モードにおける測定値が平均値許容値を満たす場合、その測定周波数での平均値測定は行わなくてもよい。
 注 4. 電圧許容値と電流許容値の変換係数は $20 \log_{10} 150 = 44\text{dB}$ である。
 注 5. 暫定的に、周波数範囲 6 ~ 30MHz の周波数で強いスペクトル密度を有する高速サービスにおいては 10dB の緩和が許容される。ただし、この緩和は、ケーブルにより希望信号から変換されたコモンモード妨害波に限られる。

③ 妨害波電界強度は測定距離 10m で次の値以下であること。

周波数範囲	準尖頭値許容値
30MHz ~ 230MHz	30dB
230MHz ~ 1000MHz	37dB

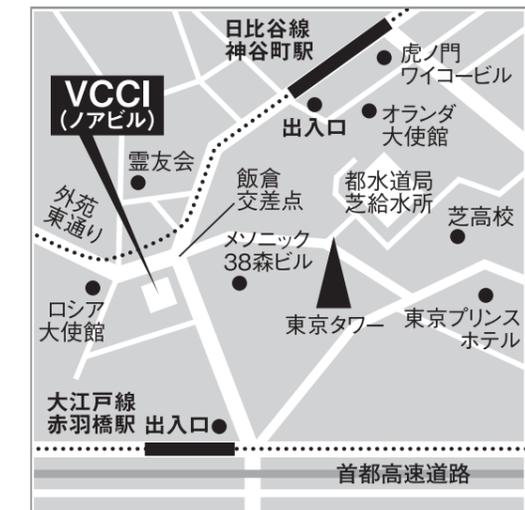
- 注 1. 周波数の境界では値の低い方の許容値を使用する。
 注 2. 測定距離 10m での測定が基本であるが、運用規程に基づいて登録を行った測定距離 3m の測定設備を使用して測定距離 3m で測定してもよい。この場合は測定距離 3m での許容値は、上記許容値に 10dB を加えた値とする。
 注 3. $1 \mu\text{V}/\text{m}$ を 0dB とする。

④ 妨害波電界強度は測定距離 3m で次の値以下であること。

周波数範囲	平均値許容値	尖頭値許容値
1 ~ 3GHz	50dB	70dB
3 ~ 6GHz	54dB	74dB

- 注 1. 周波数の境界では、低い方の許容値を適用する。
 注 2. $1 \mu\text{V}/\text{m}$ を 0dB とする。

- (1) 情報技術装置から発生する妨害波を阻止するための自主規制に関する基本方針の決定
- (2) 加盟団体間の調整、政府および関係機関との連絡、調整
- (3) 自主規制措置に伴う「適合確認届出」の受理、管理「受理証明」の発行
- (4) 市場実態調査の実施（市場抜取試験の測定は第三者機関へ委託）
- (5) 技術基準に関する調査研究および成果の発表、技術基準の制定・改訂
- (6) 測定技術向上のための測定技術者教育
- (7) 海外の EMC 規制動向の調査と相互承認の調査、推進
- (8) 測定設備等登録制度に伴う測定設備等の審査登録業務遂行
- (9) 一般ユーザへの PR、関係企業・団体への普及促進等
- (10) その他、自主規制措置に関する必要な事項



一般財団法人 VCCI 協会（郵便宛名 VCCI）
 〒106-0041 東京都港区麻布台 2 丁目 3 番 5 号
 ノアビル 7F
 TEL: 03-5575-3138 FAX: 03-5575-3137